

(案) 新旧対照表

※ 下線部分が改正箇所

横浜市一団地認定基準・連坦建築物設計制度基準	
旧	新
第1章から第3章まで省略	
第4章 設計基準 1から3まで省略	第4章 設計基準 1から3まで省略
4 建築物の規模 (1) 1棟の建築物の長さは、周辺への影響を配慮した計画となるよう、 <u>垂直投影面に投影した長さを70m以下</u> としなければならない。ただし、市長が周辺の土地利用の状況により市街地の環境上支障がないと認めた場合は、この限りでない。  (2) 省略	4 建築物の規模 (1) 1棟の建築物_____は、周辺への影響を配慮した計画となるよう、 <u>直径70mの円に収まる平面計画</u> としなければならない。ただし、市長が周辺の土地利用の状況により市街地の環境上支障がないと認めた場合は、この限りでない。  (2) 省略
5及び6省略	5及び6省略
7 駐車施設及び駐輪施設 (1) 台数 省略 ア 省略 イ <u>住戸又は住室の数1.5を乗じた数値以上の台数を確保した駐輪施設、及び適切な台数の自動二輪車駐車施設を設けること。</u> ただし、高齢者用住戸等で市長が認めたものは、この限りでない。	7 駐車施設及び駐輪施設 (1) 台数 省略 ア 省略 イ <u>住戸数に応じて必要となる自転車駐車施設及び自動二輪車駐車施設を敷地内に確保すること。</u>
(2)から(4)まで省略	(2)から(4)まで省略
8 付帯施設 (1) 集会場 <u>ア 住戸数が50戸以上の居住用建築物を含む場合は、入居者が利用しやすい位</u>	8 付帯施設 (1) 集会場 <u>ア 住戸数が50戸以上の居住用建築物を含む場合は、入居者が利用しやすい位</u>

置に集会場を一以上設けなければならない。

イ 集会場の床面積の合計は、原則として、住戸数に $0.5m^2$ を乗じた数値以上（住戸数が100戸未満の場合は $50m^2$ 以上）としなければならない。

(2)から(4)まで省略

9から第5章まで省略

第6章 維持管理

省略

## 1 管理

(1) 一団地等の認定の申請者は、様式1による管理計画書を申請時に市長に提出しなければならない。

(2) 分譲住宅を含む居住用建築物を建築する場合は、分譲契約書等の案を申請時に市長に提出し、入居者に対して認定内容（第7章変更手続きを含む）の周知徹底を図らなければならない。なお、管理規約が設定された際には、速やかに管理規約書を市長に提出しなければならない。

(3)及び(4)省略

2 表示板の設置

(1) 一団地等の認定の申請者は、当該一団地等の区域が法第86条又は第86条の2の規定により認定を受けたものである旨を、団地内の適切な場所に様式2により表示しなければならない。なお、表示板は材質をステンレス等の耐候性のある材料とし、堅固に固定するものとする。

(2) 省略

第7章 省略

第8章 同意等

置に集会場を一以上設けなければならない。

(2)から(4)まで省略

第6章 維持管理

省略

## 1 管理

(1) 一団地等の認定の申請者は、建築物の使用開始までに管理者を定めなければならない。

(2) 分譲住宅を含む居住用建築物を建築する場合は、物件説明書、管理規約、売買契約書等により、入居者に対して認定内容（第7章変更手続きを含む）の周知徹底を図らなければならない。

(3)及び(4)省略

2 表示板の設置

(1) 一団地等の認定の申請者は、当該一団地等の区域が法第86条又は第86条の2の規定により認定を受けたものである旨を、団地内の適切な場所に、一団地等の配置図及び管理者の連絡先について表示しなければならない。なお、表示板は材質をステンレス等の耐候性のある材料とし、堅固に固定するものとする。

(2) 省略

第8章 同意等

<p>1 認定申請と同意等</p> <p>(1) 一団地等の認定を申請する者は、その者以外に当該対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者があるときに、当該計画について、あらかじめ、これらの者が同意をしていることを証する<u>様式3</u>による書面を市長に提出しなければならない。</p>	<p>1 認定申請と同意等</p> <p>(1) 一団地等の認定を申請する者は、その者以外に当該対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者があるときに、当該計画について、あらかじめ、これらの者が同意をしていることを証する<u>様式1</u>による書面を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(2) 省略</p>	<p>(2) 省略</p>
<p>2 <u>取り消し申請と合意</u></p> <p>この基準により受けた認定の取り消しを申請しようとする者は、当該区域内の土地についての所有権又は借地権を有する者全員の合意によるものであることを<u>様式4</u>により書面で市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 <u>取消し申請と合意</u></p> <p>この基準により受けた認定の取り消しを申請しようとする者は、当該区域内の土地についての所有権又は借地権を有する者全員の合意によるものであることを<u>様式2</u>により書面で市長に提出しなければならない。</p>
<p>9から第5章まで省略</p>	
<p>附 則</p>	
<p>省略</p> <p>改正 この制度は、令和 3年 4月 1日から実施する。</p>	<p>省略</p> <p>改正 この制度は、令和 3年 4月 1日から実施する。</p> <p>改正 この制度は、令和 4年 ○月○日から実施する。</p>
<p><u>様式1 及び 様式2</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>省略</p>	<p><u>様式1</u></p>
<p><u>様式3</u></p>	<p>省略</p>
<p>省略</p>	<p><u>様式2</u></p>
<p><u>様式4</u></p>	<p>省略</p>
<p>省略</p>	<p>_____</p>
<p><u>参考1 及び 参考2</u></p>	<p>_____</p>
<p>省略</p>	<p>_____</p>